

(別紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人  
諮問日 令和4年7月20日  
諮問番号 諮問第132号

## 答申書

答申日 令和5年6月20日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

諮問第132号案件「個人情報等一部開示決定処分(令和4年4月28日付第4号)」について、一部開示とした決定は妥当である。

### 第2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、世田谷区長(処分庁)が世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第24条第1項に基づき、審査請求人(以下「請求人」という。)に対して令和4年4月28日付けで行った個人情報等一部開示決定処分(第4号)(以下「本件処分」という。)の非開示部分(以下「本件審査請求対象部分」という。)につき、請求人が開示を求める事案である。

#### 2 手続の特記事項

条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、条例第43条第1項により行政不服審査法第9条第1項の適用を除外することから、本件においても審理員による審理手続を省略した。

### 第3 事実関係

#### 1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

これに対して、条例第21条第3号は、非開示情報を、「開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号但書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

#### 2 処分内容及び理由

実施機関は、本件審査請求対象部分は、請求人以外の個人情報であり、条例第21条第3号但書イ、ロ、及びハいずれにも該当しないとし、本件処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第21条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するため。」

### 第4 調査審議における審査関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書及び陳述書により主張している審査請求の主な理

由は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件審査請求の開示を求めている部分に係る申請書に添付された要件確認資料は虚偽のものであり、正当な申請とはいえない。
- (2) 本件審査請求の開示を求めている部分に係る申請書に記載された情報は、請求者以外の個人情報等(条例21条第3号)ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められることから、同号但書口に該当するため、当該情報は開示されるべきである。

## 2 実施機関の主張の要旨

- (1) 上記1(1)について、要件確認資料が虚偽のものであるかについては不知。上記1(1)の申請の正当性及び上記1(2)については争う。
- (2) 実施機関は、請求人の上記1(2)の主張に対して、以下のとおり主張する。

本人以外の者の申出による住民票の写し等の交付については、住民基本台帳法(以下「法」という。)第12条の3に定められており、同条第1項で「市町村長は前2条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げるものから、住民票の写しで基礎証明事項(第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第7項においても同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる」とされ、同条第1項第1号に「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」、同項第2号「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者」及び同項第3号「前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」と定められている。

そして、この申出は同条第4項で「総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしなければならない」と定められている。明らかにすべき項目は同項第1号「申出者(第1項又は第2項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。)の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者、又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)」、同項第2号「現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所」、同項第3号「当該申出の対象とする者の氏名及び住所」、同項第4号「第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的」、同項第5号「第2項の申出の場合にあつては、前項に規定する特

定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続きについての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）」、同項第6号「前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と定められている。なお、同条第5項では「現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定められている方法により当該申出の任にあたっている者が本人であることを明らかにしなければならない」と定められている。

また、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用目的については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（以下「省令」という。）第10条第1項で「法第12条の3第1項又は第2項の規定による住民票の写し等の交付の申出は、同条第4項各号及び次項に掲げる事項を明らかにするために市町村長が適当と認める書類を提出しなければならない。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、同条第4項第4号の事項を証する書類の掲示又は提出を求めるものとする。」と定められている。

これらを本件処分対象文書に係る交付請求（以下「本件請求」という。）についてみると、本件請求は住民票の写しが必要である旨が記載された住民票等の請求・申出書と省令第10条第1項で定められている請求理由を明らかにする書類を提示して住民票の写しの交付申請がなされた。実施機関は法第12条の3第5項で「第1項又は第2項の申出をする場合において、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない」と定められているように、当該申出人の本人確認を行ったうえで、住民票の写し交付請求を審査し、本件請求が請求要件を満たしていることを確認した上で、当該住民票を交付したものである。

また、条例第21条第3号では、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、開示請求者以外の特定の個人が識別できるような情報が記録されている保有個人情報、非開示とすることを定めている。例外的に開示できる情報として同号イ、ロ及びハにおいて定めがあるが、本件処分においてはいずれにも該当しない。

以上のことから、本件処分及び本件請求に係る住民票の交付決定は、法、省令及び条例に基づき適正に行われており、これらには違法又は不当な点は

認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 論点整理

- (1) 本件処分に係る第三者による住民票の写しの交付請求は、法第12条の3第1項各号に掲げる要件を満たしているか。
- (2) 本件審査請求対象部分は、条例第21条第3号但書口に掲げる開示情報に該当するか。

## 第6 答申の理由

### 1 認定した事実

住民票の交付を請求することができる者について、法第12条においては、住民基本台帳に記録されている者等と定めているほか、法第12条の3で第三者による住民票の交付請求について定めている。同条第1項各号に掲げる要件を備えており、省令第10条第1項で定められている請求理由を明らかにする書類の提示があれば第三者であっても住民票の写しの交付請求をすることができる。

### 2 論点に対する判断

#### (1) 法第12条の3第1項該当性について

法第12条の3第1項において、第三者による住民票の交付申請について、第1号では自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、第2号では国又は地方公共団体の機関に提出する場合、第3号では前2号に掲げる場合のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合について規定しており、その要件を備えていれば住民票の交付請求ができるとされている。また、同条第1項各号に掲げる要件を備えており、省令第10条第1項で定められている請求理由を明らかにする書類の提示があれば第三者であっても住民票の写しの交付請求をすることができる。とされている。

これを本件請求に係る住民票の交付決定についてみると、申請者は自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要があるとの申出のもと住民票の交付請求を行っており、法第12条の3第1項第1号の形式的要件に該当すると判断される。また、省令第10条第1項で定められている請求理由を明らかにする書類の提示がなされた上で当該住民票の請求が行われており、実施機関はこれらの書類を審査して当該形式的要件を充足していることを確認した上で申請に対して交付・不交付

の決定を適正に行っていることから、実施機関の事務手続に違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 条例第21条第3号但書口該当性について

条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報等に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合に「開示請求者以外の個人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている規定である。また、同号但書では、当該非開示情報のうち、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、開示することにより保護される利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する場合に、例外的に開示できる情報として規定している。

これを本件処分についてみると、本件審査請求対象部分を開示した場合であっても、これをもって請求人の生命、健康、生活又は財産が保護されるという蓋然性は認めることはできず、請求人の利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越するとはいえない。従って、実施機関が条例第21条第3号に該当することを理由に本件審査請求対象部分を非開示としたことは妥当である。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

## 第 8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和 4 年 7 月 2 0 日	( 諮問第 1 3 2 号 ) ・ 審査庁 ( 世田谷区長 ) から諮問を受けた。
令和 4 年 1 1 月 8 日	( 令和 4 年度第 7 回審査会 ) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和 4 年 1 2 月 6 日	( 令和 4 年度第 8 回審査会 ) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和 5 年 2 月 1 4 日	( 令和 4 年度第 9 回審査会 ) ・ 請求人から意見の陳述を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和 5 年 2 月 2 8 日	( 令和 4 年度第 1 0 回審査会 ) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和 5 年 6 月 2 0 日	( 答申第 1 3 2 号 ) ・ 審査庁 ( 世田谷区長 ) に答申した。

### 世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁  
副会長 大林 啓吾  
委員 石田 若菜  
委員 白石 裕美子  
委員 松村 武志